

意匠政策を巡る最近の動向について

平成20年1月
特 許 庁

1. 平成18年改正意匠法の実施状況

(1) 画面デザインの出願()について

- 施行日の2007年4月1日から同年末までの画面デザインの出願件数は、600件弱。
- 画面デザインの出願は、H(電気電子機械器具)の分野に多く、次いでJ(一般機械器具)、K(産業用機械器具)の分野が多い。
= 改正前の基準に基づく本体の表示部に係る部分意匠の出願を含む。

(2) 後日の関連意匠出願について

- 施行日の2007年4月1日から同年末までの後日の関連意匠の出願件数は、900件強。
- 後日の関連意匠出願は、H(電気電子機械器具)、L(土木建築用品)、F(事務用品及び販売用品)の分野順に多い。
- 後日の関連出願件数は、毎月約100件前後で推移している。

(3) 意匠審査基準の改訂等

- 平成18年改正意匠法に対応して意匠審査基準を整備するとともに、意匠の類否判断手法等に関する記載を充実させた。

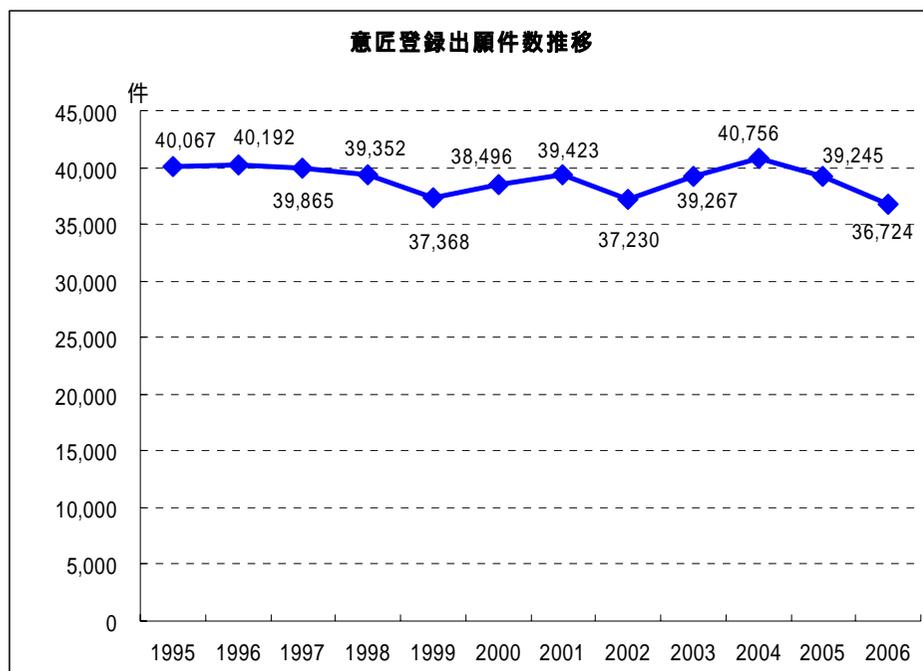
(4) 改正意匠法の周知活動

- 全国47都道府県において制度の普及と審査基準の解説を含めた説明会を開催した。(2007年6月～10月)
- 特許庁HPにおいて、改正意匠制度運用に関するFAQを掲載した。

2. 意匠登録出願の動向について

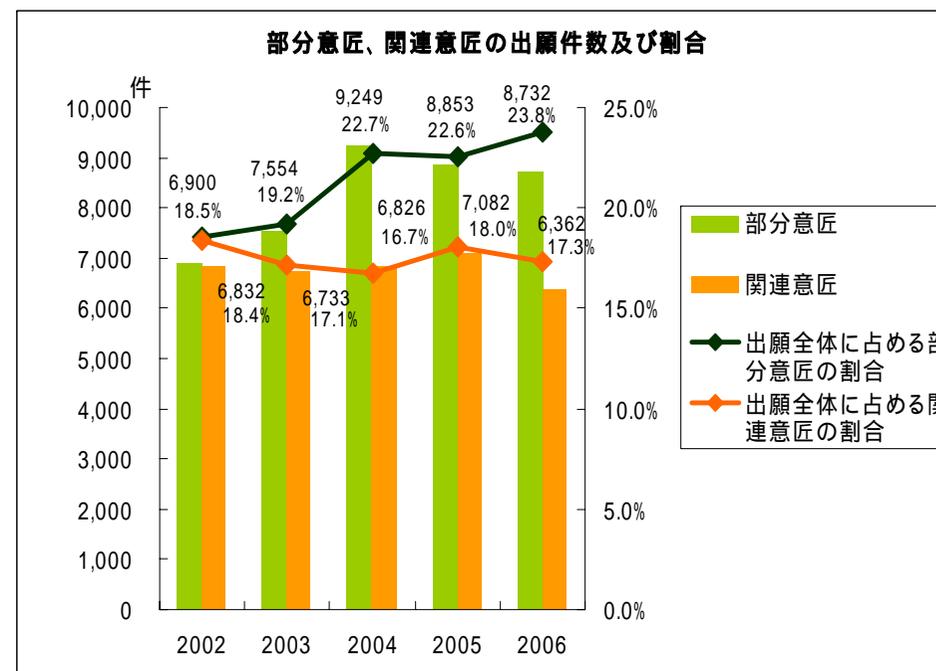
(1) 意匠登録出願件数推移

意匠登録出願件数は、近年減少傾向にあったが、2007年度はやや増加傾向にある。



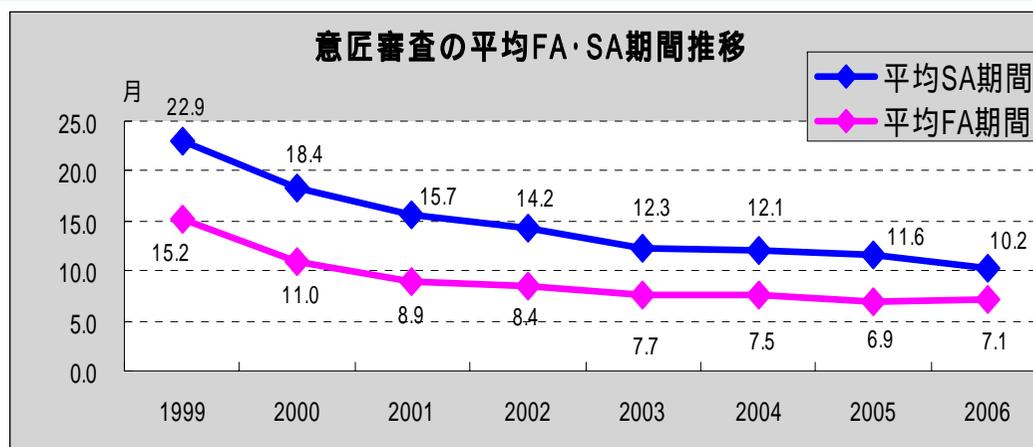
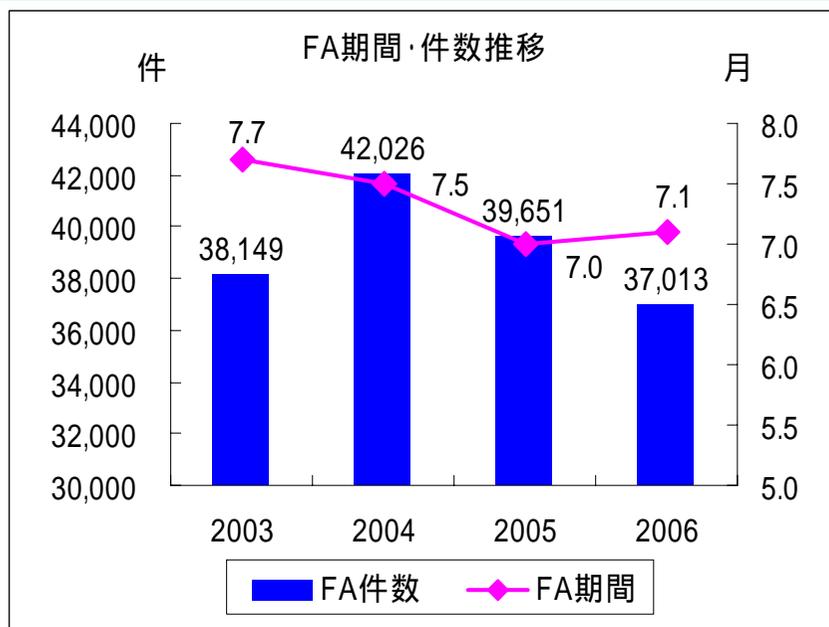
(2) 部分意匠、関連意匠の出願件数及び割合

部分意匠の出願は、全出願の約24%、関連意匠の出願は、全出願の約17%を、それぞれ占める。



3. 意匠審査を巡る状況

- 2006年度の意匠審査における「一次審査件数 (FA件数)」は、37,013件であり、平均の「審査順番待ち期間 (FA期間)」は、7.1月、「出願からFA後の査定が発送されるまでの期間 (SA期間)」は、10.2月であった。



「平成19年度に特許庁が達成すべき目標」(実施庁目標: 意匠関連の抜粋)

- ・審査全般: FAを40,000件以上、平均のFA期間を7か月以内
- ・早期審査: 全件3.5か月以内に一次審査結果を発送
- ・模倣品対策のための早期審査: 全件1か月以内に一次審査結果を通知
- ・拒絶査定不服審判: 一次審理 (FA) を900件以上、平均の審理順番待ち期間を7か月以内

4. 最近の国際関係の動き

(1) WIPOでの議論 商標・意匠・地理的表示の法律に関する常設委員会(SCT)

- 2006年11月に開催された第16回会合において「意匠分野における手続の調和」及び「意匠と応用美術作品・立体商標との関係」に関する議論が開始された。
- その後、第17回会合(2007年5月)、第18回会合(2007年11月)にて、意匠出願の手続き及び実体審査等に関する各国制度の調査についての議論が行われた。
- 次回の会合は、2008年6月開催予定。

(2) ヘーグ協定ジュネーブ・アクトの現状

- ヘーグ協定は意匠の国際登録制度に関する条約であり、1999年ジュネーブ・アクトは、これまで欧州諸国が中心であったヘーグ協定加盟国の更なる拡大を目的として1999年7月に採択されたアクトである(2003年12月発効、2004年4月1日から施行)。
- 現在、無審査国を中心に25ヶ国・共同体が加盟。**2008年1月1日からECが加盟**した。我が国は未加盟。

(3) ロカルノ協定の現状

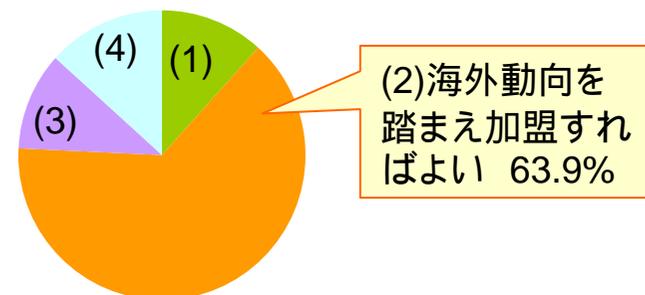
- ロカルノ協定は、1968年に締結された意匠の国際分類を制定する協定であり、**2007年12月現在**、欧州諸国を中心に**49カ国が加盟**している。各国知的財産権庁、WIPO国際事務局等により用いられている。
- 我が国はロカルノ協定には加盟していないが、我が国意匠公報を審査資料とする途上国への協力や国際調和のためにロカルノ分類を併記している。

【参考】ヘーグ協定ジュネーブ・アクトに関するニーズ調査について

2007年10月～11月、意匠制度ユーザー上位217社に対して、アクト加盟についてのアンケート調査を行ったところ、結果の概要は以下のとおり。(回答121社、回収率56%)

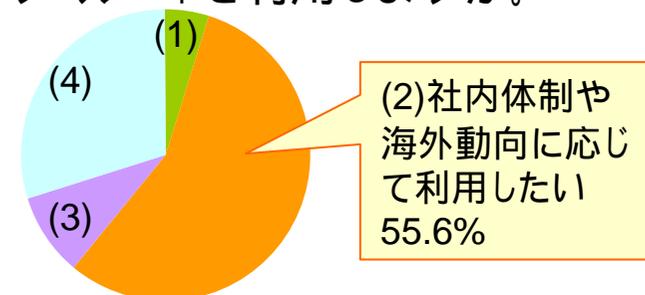
我が国のジュネーブ・アクト加盟について、貴社の考えのうち最も近い項目を教えてください。

(1)できるだけ早く加盟すべき	11.8%
(2)海外動向を踏まえ加盟すればよい	63.9%
(3)加盟する必要性を特に感じない	10.9%
(4)わからない、その他	13.4%



我が国がジュネーブ・アクトに加盟した場合、貴社はヘーグ・ルートを利用しますか。

(1)利用したい	5.1%
(2)社内体制や海外動向に応じて利用したい	55.6%
(3)利用しない	9.4%
(4)わからない、その他	29.9%



どのような体制が整えば、貴社はヘーグ・ルートを利用しますかの問に対し、主に以下の回答が寄せられた。(複数回答)

- 日本国特許庁を国内官庁とした場合の、簡便な出願体制の整備 78社
- 模倣品製造・流通国の加盟 77社
- ビジネス対象国の加盟 65社

4. 最近の国際関係の動き

(4) アジア地域への協力支援

- 中国をはじめとして、アジア地域の国々の知的財産庁から研修生を定期的に受け入れたり、専門家を随時派遣するなど、キャパビル(人材・組織の能力構築・向上)に関する途上国協力を行っている。

途上国研修生受入	<ul style="list-style-type: none">・JICAベース研修 2006.09 3名(中国2名、フィリピン1名)・WIPOジャパンファンド研修 2007.01 7名 (中国3名、インドネシア、マレーシア、タイ、ベトナム各1名)・WIPOジャパンファンド研修 2007.10 6名 (中国2名、インド、インドネシア、タイ、ベトナム各1名)
専門家等派遣	<ul style="list-style-type: none">・2006.05 マレーシア 知財シンポジウム・2007.02 インドネシア フォローアップセミナー・2007.04 ベトナム国家知的財産権庁・2007.11 インドネシア ナショナルセミナー 等

4. 最近の国際関係の動き

(5) 海外知的財産権庁との交流

中国

(a) 中国専利法改正調査団との意見交換(2006年9月4日～7日)

- 中国側からの要請を受け標記意見交換を開催。中国専利法改正案の20以上の項目について3日半にわたり日中間で意見交換を行った。
- 主な意見交換のポイントは、無審査による弊害の除去(創作非容易性要件の導入、検索報告書制度の導入等)、意匠の適切な保護(関連意匠、部分意匠)及び意匠権の行使範囲について。

(b) 日中特許庁長官会合

- 特定分野の協力として、意匠分野の専利法改正を念頭に、SIPOの意匠データベースの構築、意匠分類の作成に協力を行うことで合意した。(第13回 2006年11月22日)
- 意匠分野における日中審判官会合を2008年度に開催し、両庁の意匠審査・審判実務の運用等についてSIPOと情報交換を行うことに合意した。(第14回 2007年11月16日)

(c) 日中審判(意匠)会合(第2回 2006年7月27日,28日)

- 2005年8月から開催。
- 両国における意匠制度の運用や意匠出願の動向等の情報を交換し、特に意匠の類否判断等について具体的な事例を通じて相互理解を深めた。

(d) 中国意匠分類及びデータベース調査団の受入(2007年8月9日,10日)

- 調査団は、我が国における意匠審査の運用状況、審査資料整備体制、意匠審査システムの構成、意匠検索システムについて調査を行った。

4. 最近の国際関係の動き

(5) 海外知的財産権庁との交流

韓国

- 日韓意匠専門家会合(旧日韓意匠審査官会合) (2006年10月26日、27日、2007年11月21日、22日)
- 我が国と韓国の意匠制度の相互理解及び審査手法等に関する情報交換を目的とし、2001年に第1回会合を開催して以来、毎年1回当該会合を開催している。

日韓機械化専門家会合 (2007年6月14日、15日)

意匠公知資料の重要性、及び当該データ交換の実現のために必要な情報交換等を日韓意匠審査官会合とも連動して継続することを確認した。

OHIM(欧州共同体商標意匠庁)

- 日欧意匠審査官会合 (2007年6月14日)
- 我が国特許庁とOHIM間で情報交換及び連携を深めるため、2003年から日欧意匠審査官会合を開催している。
- 今回の標記会合では、意匠制度の近況紹介、審査運用についてケーススタディの他、ECのヘーグ協定ジュネーブ・アクト加盟について意見交換を行った。
- 次回は2008年にOHIMにて開催予定。